
平成 27 年度「民間団体・地方公共団体奨学金」の申請について

平成 26 年 2 月
学習院大学
学生センター学生課

民間団体奨学金の特色

例年 4 月～ 5 月上旬にかけて、財団法人・社団法人・民間企業などの民間団体が奨学生を募集します。民間団体の奨学金は「推薦制」と「自由応募制」がありますが、ほとんどの給付奨学金は、大学からの「推薦制」です。

- 原則としてひとり 1 団体の採用とします。すでに民間団体より奨学金を支給されている場合は、出願できません。
- 多くの奨学金は学費支弁が困難な者を経済的に支援することを目的としています。
- 多くの奨学金が、一度採用されると卒業時まで継続的に給付または貸与されます。ただし、年度初めに各団体へ報告書や成績証明書等の提出を求められる場合があります。

地方公共団体奨学金の特色

都道府県・市区町村から奨学生の募集があります。例年例年 4 月～ 5 月上旬にかけて募集が集中しますが、ほとんどが貸与奨学金で「自由応募制」です。

- 多くの団体が日本学生支援機構奨学金と併用できません。
- 大学を通さずに、都道府県・市区町村で独自に募集している奨学金もあります。
- 多くの奨学金が、一度採用されると卒業時まで継続的に給付または貸与されます。ただし、年度初めに各団体へ報告書や成績証明書等の提出を求められる場合があります。

「推薦制」奨学金の申請基準

選考にあたっては、「人物」「健康」「学力」「家計」を総合的に判断して推薦します。

人物

奨学生は学修状況その他学生生活全般を通じて、態度・行動が学生にふさわしく、将来、良識のある社会人として活躍が期待できる者でなければなりません。これは奨学金申請期間を守ることや、面接により判断します。

健康

修学に十分耐え得る者である事が必要です。本学が毎年 4 月に行う健康診断は必ず受診して下さい。未受診者は採用されない、又は推薦を行わないことがあります。

学力基準・家計基準

「推薦制」奨学金へ申請可能な「学力基準」「家計基準」は下記のようになります。ただし、独自の基準を設けている奨学金については、その基準をもとに審査します。

平成 27 年度・推薦制奨学金「学力基準」「家計基準」

	学部生		大学院生
	新入学生	2～4年生(H27年4月時点)	
学力基準	高校時評定平均 3.5以上	成績評価点 2.2以上	なし
家計基準	主たる家計支持者2名の年収(給与所得・事業所得)が800万円以下であること。 大学院生のみ本人の年収を確認する場合があります。		

2～4年生の学力基準の自己判定方法

(優の修得単位数 × 3 + 良の修得単位数 × 2 + 可の修得単位数 × 1) ÷ 修得単位数の合計
資格取得・随意科目は除く

「推薦制」奨学金の募集から採用までの流れ

期限・日時

1. 申請書類の提出	申請書類を学生課へ提出して下さい。 <u>必要書類はP3を参照</u>	提出期限： 2～4年生：H27年3月13日(金) 新入学生：H27年4月14日(火) (学年はH27年4月時点)
2. 募集	奨学団体より本学へ奨学生募集案内があります。	平成27年4月～5月頃
3. 学内選考・1次選考 (書類選考)	申請書類をもとに、各団体の趣旨・出願資格に最も適した学生を選考し、学生課より学生本人に対して直接連絡します。	奨学団体により異なります。
4. 学内選考・2次選考 (面談)	面談および学生課にて奨学団体の趣旨・申請方法を説明します。	奨学団体により異なります。
5. 奨学団体向け申請書類の提出	原則は学生課へ提出。学生課より奨学団体へ提出。	奨学団体により異なります。
6. 奨学団体にて選考	面談を行う団体があります。	各奨学団体の指定日
7. 採否結果発表・採用手続	奨学団体より直接本人又は、本学を通して発表されます。	奨学団体により異なります。
8. 奨学金支給	奨学団体により時期・方法は異なります	奨学団体により異なります。
9. 報告書等の書類提出	定期的に報告書等の提出が義務となっている奨学団体があります。	奨学団体により異なります。

申請書類について

「推薦制」の民間給付奨学金を希望するかたは、1. 学外奨学金事前登録票、2. 家計支持者 2 名分の所得証明書、3. 成績原簿（成績通知書） を提出期間内に学生課へ提出して下さい。

1. 学外奨学金事前登録票

指定の書式で提出して下さい。記入漏れや記入間違いのないようにして下さい。

同一生計家族の年収について

父母両方（母子父子家庭の場合は 1 名分、父母共にいない場合は父母に変わって家計を支えている者）の収入を記入

給与所得は、源泉徴収票等の支払金額（税込み）を記入

給与所得以外は、確定申告書等の所得金額を記入

複数の収入がある場合は、合計を記入して下さい。

2. 家計支持者 2 名の所得証明書のコピー 新入学生は提出不要

父母両方（母子父子家庭の場合は 1 名分、父母共にいない場合は父母に変わって家計を支えている者）の下記証明書のコピーを提出して下さい。

給与所得（パート・アルバイト含む）

最新の市町村役所発行の所得証明書

（「市民税・県民税課税証明書」「特別区税・都民課税（非課税）証明書」等）

源泉徴収票

確定申告書（控） 給与所得以外にも収入がある場合のみ

事業所得（自営業・農業、外交員報酬、自由業、年金・恩給）

最新の市町村役所発行の所得証明書

（「市民税・県民税課税証明書」「特別区税・都民課税（非課税）証明書」等）

確定申告書（控）

無収入（無収入の世帯、生活保護世帯、親戚等から支援を受けている世帯）

最新の市町村役所発行の所得証明書

（「市民税・県民税課税証明書」「特別区税・都民課税（非課税）証明書」等）

保護決定通知（変更）書 生活保護を受けている場合のみ

3. 成績原簿（成績通知書） 新入学生は提出不要

直近のものを提出して下さい。

現在は G-port で閲覧・印刷ができますが、2月中旬～3月下旬は閲覧・印刷が出来ませんので
ご注意下さい

提出期限	平成 27 年度 2～4 年生	<u>平成 27 年 3 月 13 日（金）</u>
	平成 27 年度新入学生	<u>平成 27 年 4 月 14 日（火）</u>

申請にあたっての注意事項

- 申請書類は返却できません。
- 提出していただいた個人情報は、本業務以外には使用いたしません。
- 緊急に連絡を取りたい場合、電話または G-port により連絡しますので、必ず G-port の確認を行うようにして下さい。
- 重要なお知らせは学生課掲示板（西 1 号館北側掲示板または中央教育棟 1 階掲示板）にて周知しますので、定期的に確認して下さい。
- 他の奨学金（日本学生支援機構・学内奨学金等）と併用できない団体もあります。
- 奨学団体が主催する各種会合等には必ず参加して下さい。
- 学内選考の経過および決定の理由は公表いたしません。
- 大学で推薦されても、各団体での選考の結果、不採用となる場合があります。
- 奨学団体の財政事情により、奨学金が途中で打ち切られる場合があります。
- 学業成績や素行が不良となったり、就学ができない状況となった場合は奨学金の廃止、休止となります。

「自由応募制」奨学金について

団体が不定期に奨学生を募集する場合または直接奨学生を募集する場合（公募）には、募集案内を学生課掲示板（西 1 号館北側掲示板または中央教育棟 1 階掲示板）で周知しますので、掲示板には十分注意して下さい。

以上